

## 中小企業信用保険法第2条第5項第7号の認定申請について

【対象となる中小企業者】全ての要件を満たす必要があります

- ・国が指定する指定金融機関に対する取引依存度が10%以上
- ・当該金融機関からの直近の借入残高が前年同期比で10%以上減少
- ・金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少
- ・川崎市内に事業実態のある事業所があること。

〔申請書様式7〕

### 【申請書類】

「提出書類チェックシート」に記載されている書類を提出してください。

控えが必要な場合は、御自身で写しを取ってから御申請ください。

また、認定後、虚偽の申請等により、認定要件が満たされていないことが発覚した場合は、認定を取り消す場合がありますので、御注意ください。

#### ＜申請の際の注意点＞

- ・本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・認定書の有効期間はありますが、認定日から30日以内に金融機関又は信用保証協会へお申し込みください。
- ・申請の際に、申請者様の業種や売上高等について、ヒアリング等で確認させていただきます。
- ・受付時間は平日の8時30分～12時、13時～17時までとなります。審査・認定には時間がかかりますので、受付終了時間の30分前にはお越してください。

【認定窓口】お近くの窓口へお越してください。

◆川崎市経済労働局 金融課 電話：044-544-1846

川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5階（JR川崎駅・京急川崎駅下車）

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話：044-812-1112

川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3階（JR武蔵溝ノ口駅・東急溝の口駅下車）